福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和5年度

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 さくらの木保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目目次次

サービス第三者評価結果報告書

- ◆福祉サービス第三者評価結果の概要
 - ① 評価機関
 - ② 施設·事業所情報
 - ③ 理念·基本方針
 - ④ 施設・事業所の特徴的な取組
 - ⑤ 第三者評価受審状況
 - ⑥ 総評
 - ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
 - ⑧ 第三者評価結果
- ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)
- 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織
 - I-1 理念·基本方針
 - I-2 経営状況の把握
 - I-3 事業計画の策定
 - I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
- 評価対象 II 組織の運営管理
 - Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
 - Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
 - Ⅱ-3 運営の透明性の確保
 - Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献
- 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供
 - Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
 - Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保
- ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)
- A-1 保育内容
 - A-1-(1) 全体的な計画の作成
 - A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
 - A-1-(3) 健康管理
 - A-1-(4) 食事
- A-2 子育て支援
 - A-2-(1) 家庭との緊密な連携
- A-3 保育の質の向上
 - A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設•事業所情報

名称: さくらの木保育園

種別: 認可保育所

事業所代表者氏名: 青木 洋佳

定員(利用人数): 140名(利用人数:138名)

所在地: 〒211-0041 川崎市中原区下小田中1-11-1

TEL:044-766-6001 FAX:044-982-1351

ホームページ: http://kfj.or.jp/organization/

開設年月日: 2017/4/1(2021/7/1園舎建替えに伴い一園体制に移行)

経営法人・設置主体: 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

職員数 常勤/非常勤 常勤:20名 非常勤:25名

専門職員(名称) 園長:1 副園長:1 保育士:27 保育補助:12

栄養士:1 看護師:1 事務員:1 労務員:1

施設状況

保育室:7室、トイレ:9カ所、調理室:1室、事務室:1室

地域交流室:1室、多目的ホール:1室、沐浴室:1室

調乳室:1室、職員休憩室:1室、広い園庭・屋上

③理念·基本方針

《保育理念》

- 1 子どもの人権の尊重及び子どもの権利保障
- 2 子どもの健全な発達保障
- 3 地域に置ける子育て支援の社会的役割の実施

《保育の基本方針》

- 1 「川崎市子どもの権利条例」による子どもの権利を守る保育園
- 2 養護と教育が一体となった保育を目指し、健康で心豊かに生活出来る保育園
- 3 保護者の育児と就労の両立を支援し、安心して預けられる保育園
- 4 保育の専門性を活かし、地域における子育て支援の拠点となる保育園

4)施設・事業所の特徴的な取組

2021年7月から新園舎において自園は二園から一園体制となり運営を開始しました。 園名にもある50年近く愛されてきた桜の木が特徴的です。 園舎を建て替える際に多く の職員や保護者から「桜の木を残したい」という声があり、どの部屋からも桜の木が見え る現在の形となりました。このような環境の中で下記の取り組みを実施しています。 ・太鼓指導…対象は年長児のみですが外部講師をお呼びして太鼓指導を実施してい ます。行事ごとにお披露目する機会を設け、計画的に取り組むことで子どもたちの自信 や、皆で一つの事に取り組む経験ができます。小さいクラスも鑑賞する機会が年間通し てあり、あこがれの気持ちや太鼓への興味・関心につなげています。 ・運動指導…幼児・乳児クラスの運動遊びにも外部講師をお呼びして行っています。 ・体操教室…全園児・地域の親子に向けて外部講師をお呼びして体操教室を行って います。又、地域の親子を誘うことで、親子・地域の交流の場に繋げています。 また出張保育を行い地域の子育てサークル活動の支援。保育士・看護師・管理栄養 士の専門性を活かした「0歳児を持つ保護者」を対象とした子育て支援。1歳半~未就 園児の子どもと保護者を対象とした遊びの広場の提供。概ね3ヶ月~5ヶ月までの子ど もと保護者を対象とした親子連続講座の開催など地域活動に力を入れて取り組んでい ます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和5年7月10日 | 訪問調査日:令和5年11月16日

評価結果確定日:令和6年2月13日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2018年度)

6総評

◇特長や今後期待される点

1) 園長のリーダーシップのもと、チーム保育に取組んでいます

2021年7月に定員数140名で開園した園で、新しい園長、副園長を中心に職員が同じ意識を持ちながら保育の質の向上に向けて取り組んでいます。階層別、専門別、全体とする職員の担当を細分化し、各会議で検討された内容を全体会議で周知することで、職員全員が現在の進捗を把握することができます。また、園長は「職員チームさくらの木」通信を開園当時から発信し、園長の思いや新しく取り組む内容、ルール、その目的、手順、配慮など、一つひとつの基本的な行動について説明しています。園長中心に常勤・非常勤職員全員が園の方向、方針を把握し、確実に行動できるチーム保育が整えられています。

2) 看護師や栄養士により、専門的な取組を行っています

看護師・管理栄養士・保育士が一体となって健康・食育集会を実施しています。栄養士は、昼食時に見回り、毎月離乳食会議を行い、情報を共有しています。食育年間計画を作成して、食育活動を実施し保育に反映させています。健康管理マニュアルに基づいて子どもの健康状態を把握し、保護者には、入園時に健康管理について説明し、感染症情報を伝えています。また、法人内系列6園の看護師会議で子どもの安心と安全についての情報収集・共有をしています。全職員対象に誤飲についてなどの研修を行い、ヒヤリハットや事故報告書から、改善策・防止策を検討しています。備蓄や非常食は看護士、栄養士を中心にリストを作成して管理しています。毎月、保健だよりや給食だよりを発行しています。

3)園独自の事業計画・報告の策定が期待されます

法人の中長期計画を踏まえた単年度の事業計画を策定していますが、園独自の事業計画ではなく、法人内系列園6園で意見交換を重ね、共通の単年度事業計画と報告としています。同一法人ではありますが、各園の子ども・保護者や職員などの人的・物的環境や自然環境、社会環境など、それぞれが異なる環境の下で共通の事業計画・事業報告では、園の現状を見極めた内容として十分とは言えません。法人・系列園の計画や報告に基づいた園独自の事業計画・報告を策定し、確実に園の質の向上につなげていくことが期待されます。

4) コンプライアンスに関する学習・研修の機会をもつことが期待されます

法人の中長期計画の重点目標として「コンプライアンスの強化」を一番に掲げています。 園では、人権擁護に関する学習を定期的に実施していますが、コンプライアンス全容に関 しての研修・学習の機会は少ない状況です。今後は、法人職員としての「職員規範」の理 解と浸透の機会を定期的に設けることが望まれます。また、職員の理解をより深めるため に各種マニュアルの確認、見直しや学習の機会を設けることも期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価受審にあたり、正規職員・契約職員で取り組み、話し合いをしながら自己 評価をしていく中で、園としての考え方や保育についての共通認識をより強くもつことが できました。今後も定期的に話し合いの場を持っていきたと思います。

調査の結果につきましては、自園の運営について評価できる点と、今後取り組んでいくべき課題が明確になったと感じています。課題に向けて具体的に取り組み、改善して行きたいと思います。

保護者の皆様にはご協力いただき感謝申し上げます。温かいお言葉をいただき、意欲向上と自信にも繋がり、とても励みになりました。ありがとうございました。今後も子ども達と保護者の皆様にとって安心して過ごせる園でいられるよう、職員が一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

1

第三者評価結果 (共通評価基準)

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の
- 3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。
- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念·基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

b

【判断基準】

- a)法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b)法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c)法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
 - ☑ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や 目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ☑ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - ☑ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - ☑ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - □ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - ☑ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

理念・基本方針は、園のしおり、重要事項説明書、ホームページなどに明文化し、園内ホールにも掲示しています。理念に、園の使命や目指す方向・考え方を読みることができます。「職員ハンドブック」や「目標管理シート」などに法人の基本理念の実現に向けた「職員規範」を明記しています。保護者には、入園案内や毎月発行される園たより、懇談会などで、理念や基本方針に沿った園活動を分かりやすく周知していますが、保護者の理解が、十分とはいえません。今後は、周知方法を工夫し、理解が得られる取組を継続的に行うことが望まれます。

I-2 経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

I-2-(1)-1 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

а

【判断基準】

- a)事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b)事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c)事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- □ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- □ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- □ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関する データを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や 課題を把握し分析している。
- □ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

社会福祉事業全体の動向については法人が分析し、情報は法人内の施設長定例会で伝達されます。 地域的な動向は、中原区保育園園長連絡会など、区主催の会議への出席や法人の系列6保育園連絡 会議などで情報を収集し、地域における園環境について分析をしています。近年の少子化による定員 割れやコロナ禍による転入児・転出児などの影響から安定したクラス人数の確保は難しいとしていま す。現況を鑑みながら園児の推移や利用率からコスト分析を行うなど、常に経営状況の把握を行っています。

第三者評価結果

| I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

а

【判断基準】

3

- a)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c)経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
 - ☑ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の 現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☑ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☑ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - □ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営環境や経営状況の把握・分析は法人中心に行われ、分析結果をもとに系列園6園でさらに具体的な課題などについて意見交換を行っています。姉妹園の副園長・補佐、主任、リーダー、栄養士、看護師など、課題に関連する専門別の会議で具体的な取組を立案し、最終的に園長・副園長・リーダーの確認会議により、実施しています。取組の内容は、会議や紙ベースで職員が確実に把握できるよう周知しています。また、園長発信の「職員チームさくらの木通信」でさらに詳しく説明し、職員全員で同様の意識を持ちながら取り組める体制ができています。

I-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

I -3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

а

- a)経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b)経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定 していなく、十分ではない。
- c)経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☑ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☑ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☑ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の 評価を行える内容となっている。
- ☑ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

法人は、令和元年に全施設(障害・高齢・児童等)を総括した10年中長期計画を策定しています。重点目標としてコンプライアンスの強化、利用者養護、人材、地域力の向上などについての取組を明確にし、年度ごとに事業計画・収支予算・事業報告・見直しの内容などを法人ホームページ上に公表しています。法人の児童部門として系列園6園も中長期計画の内容に同義としています。

第三者評価結果

I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

5

- a)単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c)単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
 - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - ☑ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - □ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - ☑ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の事業計画は、法人の中長期計画の内容をもとに系列園6園で意見交換を重ね、共通の単年度における取組を明確にしています。内容は、行事計画だけではなく、運営全体について策定していますが、収支計画や実施状況の評価、および、園に特化した実施計画とはなっていません。今後は、実施状況の評価等が行える、園独自の計画策定が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

- a)事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b)事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c)事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

J	ア	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	イ	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	ウ	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
V	工	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
y	オ	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すた

事業計画は、職員やミドルリーダーの意見などを集約し、園長・副園長中心にまとめたものを系列6園の合議により、共通の事業計画として策定しています。しかし、園自体の事業報告の評価結果から具体的な改善策を講じて、建設的に取り組める内容としては十分ではありません。各項目の実施状況の確認、評価を定期的に行うことが期待されます。また自園の取組についての評価、確認ができる園独自の事業計画の策定が期待されます。

第三老評価社里

Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

7

- a)事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b)事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c)事業計画を保護者等に周知していない。

めの取組を行っている。

- □ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ✓ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☑ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☑ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画は、年度初めに「保育内容説明会」などで資料の配布やパワーポイントで説明しています。保護者向けに保育に関する説明が主で、事業計画などの周知が十分ではありません。玄関先に事業報告・事業計画のファイルを公開していますが、今後は、保護者への理解・周知についてさらなる工夫が望まれます。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

I-4-(1)-(1) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c)保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
 - □ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - □ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ☑ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - □ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

年間の各指導計画に関する取組・評価・改善は、組織的に手順が定められており、保育活動に反映することができています。しかし、園全体の保育の質に向けたPDCAサイクルの活用は、まだ、十分ではありません。日々の活動、職員の自己評価、園の自己評価、第三者評価、保護者の満足度などの結果から課題を抽出し、具体的な課題から改善に向けて、継続的・連動的サイクルを活用し、園の目標達成につなげていく体制が望まれます。 園では系列6園で行う階層別の会議、園長会、施設長会で取り上げられた課題について、職員会議で系列園共通の取組として全体に周知し、改善に向けて取り組んでいます。

等二字記価社用

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

9

- a)評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施 計画を立て実施している。
- b)評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施 計画を立て実施するまでには至っていない。
- c)評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - □ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - □ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☑ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - □ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☑ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

各評価結果に基づいた課題は系列6園で明確にし、職員全員で改善策に向けて取り組んでいます。しかし、評価結果を園自体の課題として、具体的・計画的に改善策に向けて取り組む仕組みが十分ではありません。今後は、園自体の評価結果から、改善へ向けての建設的な実施が望まれます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

а

【判断基準】

- a)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、 十分ではない。
- c)施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- □ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☑ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☑ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議 や研修において表明し周知が図られている。
- ☑ エ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不 在時の権限委任等を含め明確化されている。

園長は、各会議や園長発信の「職員チームさくらの木」通信で園長の思いや方針・取組について職員に詳しく伝えています。保護者には、入園のしおりや園だより、懇談会などで園長の役割や思いを伝えています。各職員の職務分掌は重要事項説明書、運営規程、目標管理シートなどに明記しています。また、平時・有事における権限委任については、BCP対策や組織図に明記し、口頭でも説明しています。

第三者評価結果

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【判断基準】

11

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c)施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
 - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政 関係者等)との適正な関係を保持している。
 - □ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ② ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取 組を行っている。
 - □ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は法令などを十分に理解しており、利害関係者との適正な関係を遵守しています。また、経営に関する監査研修や施設長研修などで把握し、園運営に反映しています。系列園6園で権利擁護委員会を設け、定期的に子どもの権利擁護について短期目標を定め、各園で取り組んでいます。法人の中長期計画では「コンプライアンスの徹底」と「内部統制・ガバナンスの強化」を重点目標としており、今後は、「職員規範」をもとにしたコンプライアンス全般に関する研修の機会を設け、浸透させていくことが期待されます。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

а

- a)施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b)施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☑ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☑ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☑ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動 に積極的に参画している
- ☑ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を 行っている。
- □ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

園長は「職員チームさくらの木」通信を開園当時から発信し、園長の思いや新しく取り組む内容、ルールについて、その目的、手順、配慮など、一つひとつの基本的な行動について細かく説明しいます。園長通信は、クラスチームから園全体のチーム保育で取り組むことの大切さを常に周知し、園長自身もチームの一員であること伝えています。職員の共通認識の強化として会議の細分化を図り、保育士自身の具体的な役割を確認・認識する機会を設けています。「保育士育成手引書」を系列園6園で作成し、職員の目指す目標に向けて法人指導の研修、キャリアアップ研修、園内研修など、数多くの自己研鑽の場の確保と職員のスキルアップを推奨しています。

第三者評価結果

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

а

【判断基準】

13

- a)施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b)施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分では ない。
- c)施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
 - ▽ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ 分析を行っている。
 - ☑ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☑ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☑ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

経営・運営に関する分析は日常的に行い、法人に定期的に報告をしています。川崎市の保育士配置基準をもとに配置態勢などを確認し、無理なく働ける就業環境に取り組んでいます。階層別、専門別など、細分化した会議の場を設け、全体的会議での周知で全員が園の現状について把握できています。また、園長通信により、取組の狙いや園のルールなども説明し、職員一同が同様の意識をもちながら取り組む環境を整えています。誰でも必要に応じて記載することができる「ミーティングノート」に、その日の態勢、配置、予定や変更など、1日の流れがわかるように各クラスに配布し、職員間の連携を強化しています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

14

- a)保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な 計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b)保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な 計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c)保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な 計画が確立していない。
 - ☑ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - ✓ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - □ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - □ エ 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。

<コメント>

基本的な人材や人員体制、育成については、入職時に配布される「職員ハンドブック」や「人事考課ガイドブック」などに明記しています。人材管理は法人中心に行われ、法人の方針に基づいて取り組んでいます。「目標管理制度」や系列6園で作成した「保育士育成手引書」をもとに人材育成に努めていますが、現在進行形の状況です。人材確保は、法人人事部門が中心に行っていますが、園においても保育フェアへの参加、実習生の受け入れからスライド式に採用、ハローワークや紹介制度の導入などを活用し、欠員のでないように心がけています。今後も引き続き、人材確保に努めていきたいと考えています。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

а

【判断基準】

- a)総合的な人事管理を実施している。
- b)総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c)総合的な人事管理を実施していない。
 - ☑ ア 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - ✓ イ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - □ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献 度等を評価している。
 - ☑ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - ☑ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - ☑ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

「職員ハンドブック」や毎年実施する「目標管理シート」に法人の「期待する職員像」を明文化しています。人事基準をもとに法人としての「職員規範」の理解、専門性、職務遂行能力、成果や貢献度等について総合的に人事考課を行っています。年度初めに、職員が「目標管理シート」を作成し、本人の意向、能力、必要な研修などを定め、承認を得て計画的に実施し、園による最終評価を行う仕組みができています。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

【判断基準】

16

- a)職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b)職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c)職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
 - ☑ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ✓ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - □ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☑ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - □ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - □ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - □ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☑ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに 関する取組を行っている。

<コメント>

労務管理は、法人人事部門中心に行われています。有給休暇の取得状況などは、毎月、園で確認し、各職員の希望を把握した上で調整を行っています。また、残業をなくし、定時に帰ることを推奨しています。定期的な健康診断の実施、メンタル面での支援などは、法人専属の看護師による相談窓口が設けられています。今年度から職員の満足度調査を実施し、総合的な結果から快適な就労環境を整える取組が始まりました。働きやすい環境整備や業務改善を行い、職員の満足度に繋げていきたいとしています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☑ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組 みが構築されている。
- ☑ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☑ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- 工職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☑ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

「職員規範」に法人職員としての認識を明記し、法人が期待する人材に向けて職員一人ひとりの目標管理体制が整えられています。目標管理制度は、本人が目標の設定を行い、目標に向けて取り組み、年度初めと期末の面談で上長が評価を行っています。今後は、中間面談で進捗状況の確認の機会を設け、本人の目標達成に向けて適切な助言を行うなど、効率的・効果的なスキルアップの支援が期待されます。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

а

【判断基準】

18

- a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・ 研修の実施が十分ではない。
- c)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ア保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」 を明示している。
 - ☑ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - □ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - □ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - □ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

階層別、職種別ごとに専門技術や専門資格などを明示し、必要な教育・研修計画を策定しています。 法人指導の研修、外部研修、系列園6園研修、園内でのテーマ別研修など、保育全般に関わるスキル 向上の機会を整え、職員の主体的な学びを支援しています。研修計画は、定期的に評価・見直しが行 われ、職員の現状に合わせた研修計画を継続的に立案し、法人の職員像に向けた教育・研修に取り 組んでいます。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- □ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする 知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- □ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- □ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況などを把握し、必要に応じた教育・研修の機会を数多く設けています。外部研修を情報提供し、希望する研修を受講できるように就労体制に配慮しています。パート、非常勤職員への研修は、基本的に自由参加としていますが、必要に応じて学習会への参加要請や資料配布で学習内容を共有しています。また、定期的に行う「階層別語ろう会」では、悩み、相談など、自由に意見交換ができるOJT的な交流会として大切な学びの場としてます。事業計画の重点目標に人材育成を示しており、引き続き、一人ひとりの職員のスキルアップに取り組んでいきたいと考えています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

20

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを 用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な 育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が 行われていない。
 - □ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - ☑ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ☑ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - □ エ 指導者に対する研修を実施している。
 - ☑ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

「保育園運営手引書」に実習生受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。実習生受け入れのマニュアルを整備し、受け入れの流れも明記しています。学校側や実習生本人の要望をもとに学校担当者と研修プログラムを作成しています。実習期間中に実習状況の視察に来園するなど、連携を取りながら効果的な保育実習を行っています。調査日も保育養成校から10名の実習生が学んでいました。今後は、実習生受け入れに対する指導者研修の実施が期待されます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

┃Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

21

- a)保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b)保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c)保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
 - □ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。

 - ☑ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - ☑ エ 法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・ 説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - ☑ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報 誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページに保育部門の理念・基本方針・保育内容、第三者評価などについて各園ごとの情報を公開しています。園の事業報告・計画などは、玄関ホールにファイルにしており、いつでも閲覧することができます。第三者評価、苦情・相談は、重要事項説明書や保育内容説明会のしおりに明記し、第三者評価の結果は、法人やかながわ第三者評価推進機構のWEB上、園内でも公開しています。苦情・相談は個人情報に配慮したうえで内容、及び園の対応を公表しますが、第三者委員の周知が十分ではなく、今後は周知方法の工夫が望まれます。地域への子育て支援は積極的に行っており、活動内容の印刷物配布やホームページなどに取組を紹介しています。

第三者評価結果

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

22

- a)公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b)公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c)公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
 - ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確に され、職員等に周知している。
 - ☑ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - □ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - ✓ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

経営・運営業務に関するルールや職員の組織図、BCP計画による権限と責任を明確にし、職員に周知しています。定期的な内部監査、会計監査人による監査が実施され、法人の「事務担当者会議」で指摘事項、助言、指導などを受けて、改善策に取り組んでいます。法人は社会福祉法人であり、今後も引き続きガバナンス強化と公正、且つ透明性の高い経営、運営で取り組むことが期待されます。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

23

- a)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
 - □ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☑ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☑ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☑ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☑ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

法人の中長期計画や園の事業計画に地域貢献の充実化を重点目標としています。園舎内に地域交流室を設け、子育て支援担当者を中心に積極的な取組を提供しています。子育ての悩み相談や子どもの成長や発達に関する子育て講座、人形劇、移動動物園など、遊びや学びを通して様々な取組を用意し、できる限りの地域貢献に努めています。中原区と協働の子育てサロンでは、職員が出向き、ベビーマッサージや歌遊びなどの保育支援も定期的に行っています。年間の子育て支援計画をまとめ、参加者の意見要望などから、より効果的な子育て支援の提供も期待されます。また、園からは発信を積極的に行っていますが、地域での子どもの社会体験の場を広げる機会も大切な取組と思われます。

第三者評価結果

b

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備 されている。
- b)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が 十分に整備されていない。
- c)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
 - ☑ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - □ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ☑ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する 項目が記載されたマニュアルを整備している
 - □ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - ☑ オ 学校教育への協力を行っている。

「運営の手引き」に体験学習・ボランティア受け入れの基本姿勢を明記し、マニュアルも整えています。 子どもや乳児との関わり体験の少ない生徒やボランティアを考慮し、トラブルや事故を防ぐための事前 の丁寧な学習などが期待されます。小中学生の体験学習の協力を行い、体験学習やボランティア終了 後の証明書も発行しています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

а

【判断基準】

25

- a)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を 体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を 体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c)子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を 体系的に明示していない。
 - ☑ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会 資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☑ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - □ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☑ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を 行っている。
 - □ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

園児や保護者はじめ、園に関連する団体、関係機関などの連携は、定期的に連絡会などに参加し、共通の問題には、積極的に連携を図り、協働の取組を行っています。関連機関の連携マニュアルを作成し、職員間での情報共有や必要に応じて会議での周知も行っています。虐待の疑いがある場合には、要保護児童対策地域協議会で子どもへの対応を協議し、連携をとりながら支援を行っています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

а

【判断基準】

- a)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c)地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☑ ア 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- □ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

園の方針には地域子育て支援の充実を図り、地域貢献を行う」としています。地域の子育て親子の交流がコロナ禍の影響で減少気味の中、園では、保護者同士の重要な交流の場として継続した子育て支援を行っています。0歳児から未就園児を対象にした「親子でランチ、園庭開放、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせや保護者同士の交流の場とする保育講座シリーズ」等、数多くの取組を提供しています。また、「子育て支援推進実行委員会」に定期的に出席し、地域の具体的なニーズの把握や協働的な取組を積極的に行っています。

第三者評価結果

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

27

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
 - □ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - □ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - □ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - ☑ エ 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。

<コメント>

子育て支援の取組は、積極的に行っていますが、社会事業にとどまらない地域貢献につながる取組としては、現在、固定した活動は行っていません。また、地域の防災対策や被災時における福祉的な支援提供も行っていません。今後は、地域とともに協力する防災共助対策として検討が望まれます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

а

【判断基準】

28

- a)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b)子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつため の取組は行っていない。
- c)子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ☑ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☑ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し 実践するための取組を行っている。
 - ☑ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映 されている。
 - □ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☑ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、 必要な対応を図っている。
 - □ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - □ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☑ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示す とともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念には、子どもの人権の尊重、及び子どもの権利の保障が明示されています。系列園6園で各園1名の担当を置いて年4回人権擁護委員会を開催し、職員会議で情報を共有しています。また、子どもの人権についてのセルフチェックを実施しています。「保育士育成手引書」には、経験年数ごとに業務目標として子どもの人権について具体的な記載があります。子どもには、健康集会で命の大切さについて話し、人権についての本を読んでいます。保護者には、年度初めの保育内容説明会で子どもの人権を尊重した保育について話しています。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

а

【判断基準】

- a)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシー に配慮した保育が十分ではない。
- c)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ☑ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☑ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☑ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
 - □ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

法人では個人情報保護要綱を作成し、系列園6園の人権擁護委員会で子どものプライバシー保護について話し合い、報告や情報が共有されています。0~2歳児は、おむつ交換時にトイレのおむつ交換台や衝立を使用し、プライバシー保護に努めています。3~5歳児は、夏のシャワーの時にタオルを使い、体全体をおおえるように配慮しています。また、3~5歳児には、看護師がわかりやすくプライバシー保護について話しています。保護者には、入園時にプライバシー保護について説明し、個人情報同意書に署名をもらっています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

30

- a)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - □ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☑ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - □ ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
 - □ エ 見学等の希望に対応している。
 - □ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページやイラストや図を使ったわかりやすい園のパンフレットを作成しています。希望者には、予約制で施設を案内し、一人ひとりの質問に答えています。また。電話でも随時対応しています。園外の掲示板に、園の情報を掲示しています。利用希望者に対する情報提供については、年度末に事務室職員で話し合っています。今後は、園の理念や基本方針、保育内容を紹介した資料を多くの人が入手できる場所へ設置し、情報提供することが期待されます。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

а

【判断基準】

- a)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく 説明を行っている。
- b)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行って いるが、十分ではない。
- c)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ☑ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☑ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- □ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- □ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☑ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

入園説明会は、入園内容説明会資料をもとに行い、その後入園のしおりをもとに各年齢の担任が個別面談を実施しています。また、途中入園の保護者にも担任が面談を行っています。入園説明会では、重要事項説明書について説明し個人情報使用同意書に署名をもらっています。保育内容に変更があった時にはICTシステム内で丁寧に説明し、保育内容説明会やクラス懇談会で保護者の同意が得られるようにしています。配慮の必要な保護者への説明は、担任がマニュアルをもとに丁寧に説明し、運用が図られています。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

32

- a)保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b)保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c)保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
 - □ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - □ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - □ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者 について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

変更後の保育園から情報提供の依頼があった場合は、保護者の了解を得て児童票の内容を口頭で伝えています。卒園後に卒園児の集い(3年生まで)を計画したり、1年生が国際交流センターで太鼓をたたく機会を作っています。今後は、保育所の利用が終了した後も子どもや保護者などが相談できるように担当者や窓口を設置して相談方法などを説明し、その内容を記載した文書を渡すことが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

|Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a)利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を 行っている。
- b)利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた 取組が十分ではない。
- c)利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☑ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- □ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☑ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- □ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☑ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

日々の送迎時の保護者対応や連絡帳、ICTシステムのアプリを通して保護者からの意見を聞き取っています。帰りの会で担任が子どもからの意見の聞き取りを行っています。法人は利用者満足度アンケートを実施し、改善点を園長・副園長や職員会議で検討・対策し事業報告で伝えています。また、行事アンケートも実施しています。クラス別懇談会、保育参観時の面談などを実施し、保育内容を伝え、保護者の意見を聞いています。今後は、満足度アンケートの結果や具体的な改善点などを、事業報告だけでなく、保護者にも報告することが期待されます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

34

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組み が機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ☑ ア 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
 - ☑ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☑ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - □ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☑ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☑ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☑ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制が整備され、仕組みをわかりやすく説明した掲示物を玄関前に掲示しています。保育内容説明会の資料に苦情解決の体制について掲載しています。苦情が発生した時は、苦情対応マニュアルや意見・相談マニュアルに沿い、上司に相談し、出来るだけスピーディーに対応できるように努めています。また、職員に周知しフィードバックしています。今後は、個人面談だけでなく、苦情記入カードの配布などの実施を期待します。

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に

Ⅲ-1-(4)-(2) 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に 周知している。

b

【判断基準】

35

- a)保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを 保護者に伝えるための取組が行われている。
- b)保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、 そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c)保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ☑ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - □ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

<コメント>

保育内容説明会資料に利用者からの苦情に法人苦情担当者が適切に対応する体制についてや第三者委員会の設置について記載しています。玄関やクラス前に苦情相談の受付について、また、第三者委員を記載した文書を掲示しています。掲示場所には、様々な書類が掲示してあるため、今後、ご意見箱の近くに掲示するなどわかりやすい工夫を期待します。相談や意見があるときは、面談できる体制を整えており、相談を受けるスペースとして相談室を用意しています。

第三者評価結果

b

【判断基準】

36

- a)保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b)保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c)保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ☑ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように 配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - ✓ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ☑ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - ☑ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - □ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - □ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

送迎時の保護者の話や連絡帳、ICTアプリ、個人面談、行事アンケート、満足度アンケート、意見箱など保護者の意見を積極的に把握しています。法人は、苦情解決・相談実施要綱を定め、わかりやすく苦情・解決対応フローを作成しています。職員は意見に基づいて保育の質の向上につながるよう話し合っています。今後は、園の苦情・相談対応の手順書などを作成し、定期的に見直すことが期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。

а

【判断基準】

- a)リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策 の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析 と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c)リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として 収集していない。
 - ☑ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☑ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
 - ☑ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - 工 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策 を検討・実施する等の取組が行われている。
 - □ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☑ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを 行っている。

<コメント>

事故防止や事故対応に関する危機管理マニュアルを作成し、リスクマネジメントの責任者は園長としています。看護師は、系列園6園看護師会議で子どもの安心と安全を脅かす情報収集や共有を行い、職員に報告しています。看護師は、全職員対象に誤飲についてやAED研修を行っています。また、嘔吐処理についての研修を演習方式で行っています。職員には、ヒヤリハットや事故報告書を回覧・周知し、看護師を中心に改善策・防止策を検討しています。

第三者評価結果

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

а

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を 整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を 整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
 - ☑ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - □ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☑ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - □ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - □ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☑ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - □ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

園長と看護師を中心とした全職員に感染症予防対策と発生時の対応を適切に行えるよう管理体制を整えています。看護師が健康管理マニュアルに基づいた講習や嘔吐処理、おむつ替えの研修などを定期的に実施しています。また、日々の消毒を徹底しています。系列園6園の看護師会で定期的に健康管理マニュアルを見直しています。保護者には、玄関に園内や地域の感染症情報を掲示して知らせています。また、毎月保健だよりを作成しています。

第三者評価結果

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

39

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分 ではない。
- c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
 - □ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☑ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☑ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - □ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - □ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と 連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害防災マニュアルや危機管理マニュアルをもとに、災害時の園長を中心とした対応体制を決めています。年度末には、マニュアルを見直しています。また、事務所に、組織図を掲示しています。備蓄や非常食は、看護師、栄養士と相談し、リストで管理しています。安否確認は、保護者には、メールを一斉送信することとなっています。また、職員は携帯のアプリを使って連絡することが決まっています。月に一度避難訓練を実施しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40 □ -2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

а

- a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - □ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☑ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☑ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための 方策を講じている。
 - □ 工標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - □ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

「保育士育成手引書」が系列園6園で作成されていますが、保育全体の標準的な実施方法の記載には課題があります。手引書には子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されています。研修として保育士育成シートや異動職員チェックリスト、新任職員チェックリストを活用した職場内のJT研修やOFF-JT職場外研修が示されています。経験年度ごとの業務目標が業務ごとに評価票として示され、保育の実施方法により確認しています。

第三者評価結果

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

а

【判断基準】

41

- a)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを 定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b)標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを 定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c)標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ▽ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - □ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - □ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☑ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法の見直しは、年度末に職員の意見をもとに副園長会議で話し合っています。 期・月間・週日指導計画の反省を記載し、園長が確認しています。期や月間指導計画は、クラス会議で 話し合い、乳児・幼児会議で各クラスの振り返りを行って共有しています。また、出された意見や提案は 翌月の指導計画に反映させています。保育参観時には、保護者と面談し、子どもの様子や保育内容を 見てもらう機会を作っており、終了後には感想を記入してもらっています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-(1) アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

а

- a)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c)アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - □ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - ☑ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ☑ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - □ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - □ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - ☑ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

- ☑ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☑ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

指導計画の作成の責任者は園長です。全体的な計画からクラス、個人へと下していく中で個別のニーズやねらいに沿った指導計画になるようにすすめています。指導計画は、クラス会議で話し合い、乳児・幼児会議で各クラス振り返り、共有して、意見や提案を翌月の指導計画に反映させています。また、保育参観などで出された意見も反映させています。配慮が必要なケースは、個別指導計画を作成し、必要に応じて川崎市南部療育センターや川崎市の保健師などからアドバイスをもらい、職員全員が参加してケース会議を行っています。

第三者評価結果

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

а

【判断基準】

43

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b)指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c)指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
 - ☑ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向 把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

 - □ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☑ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☑ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

各クラスの年間指導計画や月間指導計画、週案は、期・月・週ごとに乳・幼の会議や年間指導計画検討会などで反省や振り返りを行い、必要に応じて変更できるようになっています。また、職員の自己評価の内容なども検討しています。保護者アンケートや保護者会などでの保護者の意見を把握し、次の作成に生かしています。職員は、回覧された週案や月間指導計画をもとに職員全体会議で変更した内容を共有しています。年間計画は、年度末に職員全体会議で見直しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

百二者証価結果

|Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共 |有化されている。

а

【判断基準】

- a)子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b)子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c)子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☑ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☑ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☑ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☑ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- □ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- □ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕 組みが整備されている。

子どもの発達状況や生活状況は法人で統一した書式を使用しています。記入例を用意して記録方法に差異がないようにし、リーダーが添削しています。個別の指導計画等は、反省や振り返りを行い、会議記録で確認することができます。園長・副園長が「周知事項」を作成し、職員全体会議や乳児・幼児会議などが定期的に開催され、職員に情報が周知されています。また、会議記録が作成されています。職員は、各クラスに設置された共有フォルダの「周知事項」に追記しています。急ぎの連絡事項は、ミーティングノートで情報共有しています。

第三者評価結果

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

【判断基準】

45

- a)子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b)子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c)子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
 - ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する 規定を定めている。
 - □ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - □ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☑ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☑ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - □ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人は「個人情報保護要綱」を定めており、不適切な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されています。記録管理の責任者は園長とし、鍵付きロッカーで管理しています。園長は、個人情報の保護について職員に職員研修を実施しています。入園時には、保護者に保育内容説明会資料をもとに個人情報保護に対する考え方について説明し、個人情報使用同意書に署名をもらっています。

(別紙2A)

第三者評価結果 (内容評価基準)

A-1 保育内容

Α1

A-1-(1)全体的な計画の作成

第三者評価結果

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

а

【判断基準】

- a)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ作成している。
- b)全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ作成していない。
 - ☑ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指 針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☑ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - □ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - □ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - □ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画には、「子どもの人権の尊重及び子どもの権利の保障」と明記され、児童憲章などに基づいて作成されています。また、保育所理念や保育の基本方針を踏まえたものとなっています。作成にあたっては、子どもの発達過程や実態などを考慮しています。年度末に年間の振り返りを行いながら職員の意見を聞き取り、法人主催の系列園6園園長会議で全体的な計画を見直しています。今年度は、職員が意見を出しやすいクラス会議で意見を吸いあげ、主任会議でも全体的な計画について話し合いました。保護者には入園説明会で保育内容説明冊子に全体的な計画を掲載し、説明しています。

A-1-(2)環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

b

【判断基準】

A2

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、 十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☑ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- □ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- □ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- □ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- □ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☑ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への 工夫がされている。

園は、2021年に新築された建物で、閑静な住宅街の中にあり、保育室は、どの部屋も園庭に面していて採光が取れ、風通しも良好です。看護師が各部屋を回り、エアコンの温度や湿度を管理しています。家具は木製で保育室内は、棚の転落防止や滑り止めマットを設置し、安全対策を施しています。保育室のレイアウトや活動の工夫により、子どもが落ち着いて過ごせるように配慮しています、保育室内は担任保育士、トイレ・廊下・園庭は労務員が毎日消毒や清掃業務を行っています。また、看護師が健康管理マニュアルに基づいた衛生管理を行っています。今後は、清掃・衛生チェック表などを作成し、衛生・安全管理が期待されます。子どもたちは落ち着いて食事し、食事後は睡眠のため睡眠空間の確保をしています。トイレや手洗い場は、清掃が徹底され、便器は子どもに合わせた大きさで暖房便座を設置しています。

第三者評価結果

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を 行っている。

а

【判断基準】

A3

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
 - ☑ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - □ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - □ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - ☑ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - □ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に入園までの子どもの発達や健康状態、家庭状況を把握して児童票に記載しており、職員は情報共有しています、クラス会議や乳幼児会議、ケース会議を行い、一人ひとりの子どもの姿を把握しています。職員は、毎年系列園6園合同研修で外部講師を迎え、「愛着」をテーマに研修を受け、子どもの要求を受け止め、気持ちに寄り添う支援を行っています。系列園6園で担当を決め、年4回「人権擁護委員会」を開催し、各園で子どもの人権について取り組んでいます。職員は、園内研修で具体的でわかりやすく作成された「主体的なことばのシャワーハンドbook」を活用し、子どもへの声かけに活用しています。0~2歳児は、特定の保育士が特定の子どもの保育を行う「ゆるやかな担当制」を実施しています。

第三者評価結果

A4 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

а

【判断基準】

- a)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、 十分ではない。
- c)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
 - ☑ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。

 - ☑ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの 主体性を尊重している。
 - ☑ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☑ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣の習得にあたって、0~2歳児は特定の保育士が特定の子どもの保育を行う「ゆるやかな担当制」で保育を行い、一人ひとりの発達に合わせて援助を行っています。また、3~5歳児は集団生活の中でも他の担任や隣のクラスと連携し、一人ひとりのペースや気持ちを大切に援助しています。午睡時には、入眠できない子どもに対しては、横になって体を休めるようにしています。毎月、健康集会・食育集会を実施し、看護師や栄養士、担当保育士が手洗いの話や食事のマナー、健康な体(睡眠)などについてエプロンシアターや絵本などを使い、わかりやすく楽しく話しています。

第三者評価結果

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

Α5

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開 している。
- b)子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開 しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
 - ✓ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - □ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - □ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - □ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - □ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - □ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - □ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - 夕 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ✓ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - □ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

担任保育士は、朝の会や帰りの会で子どもたちから遊びの希望などを聞いています。子どもたちは、個別のお道具箱があり、はさみ、クレヨンなどを自由に使って遊ぶことができます。今後は、廃材コーナーをつくるなどの工夫が期待されます。3~5歳児は年3回運動遊びの講師を招いた「運動指導」の実施をしています。0~5歳児と地域の人も参加できる、体操指導の講師を招いての「体操をしよう」(年2回)の実施や、日常的にも体を動かす機会があります。ミーティングノートに園庭使用時間を記入し、交代で園庭で遊んでいます。9月には運動会を開催し、全員が当日に向けて心を一つにして頑張る姿が見られます。散歩の際は、出発前にルールを決め、身近な自然と触れ合い、道路では交通ルールを学び、地域や公共物の利用など多くの社会体験につながっています。また、川崎市からの声かけで地域の人も参加し「交通安全教室」を実施しています。

第三者評価結果

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

【判断基準】

A6

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - □ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ✓ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ☑ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - □ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - □ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - □ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

「ゆるやかな担当制」のもと、愛着を大切に保育を行っています。栄養士が毎日昼食時に見回り、月ごとに離乳食会議を行っています。慣れ保育の期間をゆったりとることで、子どもや保護者の安心につなげています。1日の流れを緩やかに、子ども一人ひとりの体調を見ながら、臨機応変に保育内容を変更しています。0歳児は、朝夕の合同保育時には隣の部屋で過ごすよう配慮し、夕方は布団を敷いて寝転がれるエリアを作っています。送迎時の話だけでなく、手書きの連絡帳を使い、保護者と連携を密にしています。保育室に前室を設けたことで、朝や帰りの際は保護者の保育室に出入りが少なくなり、子どもたちの安定につながっています。

第三者評価結果

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

【判断基準】

Α7

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ▽ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- □ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☑ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- □ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- □ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- □ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- □ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

園庭遊びや、散歩先の公園では虫探しやドングリ拾いなどの探索活動、電車を見に行くなど戸外活動を行っています。クラス会議を通して環境設定や子ども一人ひとりについて話し合いを行っています。年間計画の保育士の姿勢配慮の項目に「子どものやりたい意欲を大切にして、見守りながら必要に応じて援助する」「探索活動が十分できるよう、安全で興味を持てる環境を作っていく」など具体的に記載しています。また、新規採用職員用チェックリストを作成し、子どもの関りについてなど項目ごとに指導しています。合同保育や一時利用、地域行事(園庭開放や観劇会、おだっこ広場、移動動物園など)では、様々な年齢の子どもや保育士や栄養士、看護師など大人との関わりを図っています。担当は、児童票や送迎時の話、連絡帳、ICTシステムのアプリを使い、子どもの情報を共有し、連携を図っています。

第三者評価結果

| A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される |よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

【判断基準】

8A

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ☑ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ✓ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ☑ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ✓ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の 小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

幼児内での横のつながりを大切にしながらクラス運営を行い、幼児会議で情報の共有をしています。3歳児は、個々の好きな遊びを中心に、保育士の仲立ちのもと、友だちに思いを伝えながら関りをもって一緒に遊んでいます。4歳児は、自分の思いを伝えたり相手の話を聞き、会話を楽しみ、カードゲームなどの遊びを楽しんでいます。5歳児は、運動会やお楽しみ会に向けて共通の目的をもって取り組み、おみこしを相談しながら作るなど、協力して取組みをしています。保護者には、運動会、お楽しみ会、クラス別懇談会などで取り組んできた協同的な活動について伝えています。年度末に保育所児童保育要録を作成し、小学校と引き継ぎを行い、小学校職員が園で子どもの姿や園での生活を知る体験学習を行っています。また、「体操をしよう」や「おだっこ広場」を実施し、地域と交流しながら子どもの様子を知ってもらっています。

第三者評価結果

A-1-(2)-® 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

【判断基準】

Α9

- a)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、 十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ☑ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - ☑ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画 と関連づけている。
 - ☑ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - □ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - □ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☑ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - ▽ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ✓ タ 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園にはエレベータが設置され、段差もないバリアフリー構造です。個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけ、担任同士連携して障害のある子どもに配慮した援助を行っています。ケース会議を定期的に実施し、事例検討をして周知を図っています。法人が運営する川崎市南部地域療育センターの巡回で、環境や関りについて助言を受け、情報を共有し、保護者支援も行っています。また、必要に応じて専門機関と連携し、保育に生かしています。職員は、法人主催で川崎市南部地域療育センター専門職員による発達相談支援研修やキャリアアップ研修などを受講して知識や情報を得ています。

第三者評価結果

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、 十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ☑ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☑ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - □ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - □ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ✓ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - □ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - □ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

朝夕の合同保育時間は、合同保育室用おもちゃを準備し、クラス保育時間とは違った遊びや環境にして落ち着いてゆったりと過ごせるようにしています。また、0歳児は、隣の部屋で過ごしています。早遅連絡票を活用して、職員間の引き継ぎを適切に行い、保護者対応も十分できるようにしています。また、17時からの当番は保護者に分かりやすい当番エプロンを着用し、担当が漏れのないように口頭で伝えています。0~2歳児は、午前中牛乳を提供し、18時以降も利用の子どもには、おにぎりなど手作りの延長保育児おやつを提供しています。担任は、送迎時の話や0~1歳児は連絡帳やICTアプリ、2~5歳児はICTアプリを使って保護者と連携をとっています。

第三者評価結果

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

A11

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに 配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに 配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ☑ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - □ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☑ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☑ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☑ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に小学校との連携や幼保小の連絡会議など具体的に記載されています。小学校体験などをして就学に向けて見通しが持てるように計画していますが、コロナ禍のため実施できていません。小学校の写真を見せたり、小学校の話をするなど、小学校のイメージが持てるよう取り組んでいます。今後は、園から積極的に小学校に働きかけ、行事に参加などが期待されます。毎年秋に、5歳児の保護者を対象に就学前懇談会を実施し、小学生をもつ保護者から就学についての話や質問に答えてもらうなどの機会があります。また、小学校の教員が夏休み期間に園で体験学習を行っています。年長児の姿や園での生活を知ってもらい、担任と振り返りを行っています。卒園した新一年生の入学式や授業参観に参加する機会があります。中原区主催の幼保小連絡会議に年長児担任が参加し、意見や情報交換をしています。園長の責任のもと、担任が主任や職員に相談しながら保育所児童要録を作成しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
 - ▽ 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの 心身の健康状態を把握している。
 - ✓ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - □ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - □ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - □ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に 得られるように努めている。
 - ☑ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - □ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☑ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

看護師は子ども一人ひとりの健康状態を把握し、健康管理マニュアルに基づいて健康管理を行っています。子どもの体調悪化やけがなどについてはフローチャートに沿って対応し、保護者には入園説明会で説明しています。体調悪化や怪我があった場合は、次の登園時に確認を行っています。職員は、児童票やICTアプリなどで健康状態の情報を共有しています。保健年間計画を作成し、看護師・管理栄養士・保育士が一体となって月1回健康・食育集会を実施しています。保護者には入園時に予防接種などの情報を職員や連絡帳、ICTアプリなどで連絡することを説明しています。新人職員には看護師がSIDSについて説明し、書面でも渡しています。保護者には、看護師が保育内容説明会などで資料をもとに、年間を通しての健康管理について説明しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断·歯科健診の結果を保育に反映している。

а

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - □ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☑ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☑ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

園医による健康診断を、0~1歳児は2ヶ月ごと、2~5歳児は4ヶ月ごとに実施し、歯科健診は年1回実施しています。健診の際には保護者からの質問を受け、園医からの見解や意見を伝えています。結果は、児童票にファイルされ職員は情報を共有しています。5歳児は、永久歯の虫歯予防として「フッ化物洗口」について歯科医と看護師から保護者へ説明し、承諾書をもらい実施しています。月1回の身体測定の結果はICTアプリで知らせ、歯科健診の結果を保護者に書面で伝えています。健康診断の結果は、問題があれば個別に伝えています。また、保健だよりにも掲載しています。「健康集会」に反映させ、子どもたちが意識できるようにしています。

第三者評価結果

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

A14

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を 行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を 行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ▽ アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ✓ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☑ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ✓ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - □ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - □ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、「アレルギー対応マニュアル」を作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。また、除去食提供の際は、年2回保護者と栄養士が面談し、保護者に除去食申請書と主治医の意見書の提出を依頼し、川崎市の健康管理委員会に申請しています。食事の提供時は、個別のテーブルを使って安全を確保していますが、他の子どものテーブルにつなげ、離れての孤食とならないように配慮しています。また、アレルギー児一覧を作成し、職員に周知しています。職員は、キャリアアップ研修や園内研修、年度末職員全体会議でアレルギー疾患や慢性疾患などの知識や情報、技術を習得しています。保護者には、入園説明会でアレルギー疾患について説明しています。今後は、子どもに健康集会などでアレルギーについての話をすることなどを期待します。

A-1-(4) 食事

A15

第三者評価結果

|A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - □ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - □ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - □ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - □ エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - □ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - □ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - □ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - □ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間計画を作成し、各クラスで食育活動を実施して保育に反映させています。陶器の食器を使用し、0歳児は月齢に合わせた形にするなどの配慮をしています。自主申告で量の調節ができ、おかわりの用意をするなど個人差や食欲に応じて対応しています。幼児クラスでは、園庭で夏野菜、畑で大根やじゃがいもなどの栽培活動を行い、調理保育など保育に取り入れることで食べる意欲につなげています。また、日本の伝承的な食事や季節感を取り入れた「行事会食」では当番活動やオシャレをしての楽しい時間としています。保育士も静かに座って一緒に食べることで、気持ちを共感し、食べる喜びにつなげています。毎月栄養士が給食だよりを発行し、0~2歳児は、連絡帳やICTアプリを通して食事量を毎日伝え、保護者と連携しています。

第三者評価結果

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

а

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
 - ☑ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☑ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - □ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - □ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - □ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☑ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を 設けている。
 - ☑ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

0歳児では、栄養士を交えて毎月離乳食会議を行い、離乳食の段階の話し合いをして情報を共有しています。毎日、栄養士が各クラスをまわり子どもの喫食状況や食べている様子などを確認しています。 残食ボールや喫食簿の状況に応じて給食会議で献立や調理方法を検討しています。川崎市の英国交流メニュー、端午の節句、七夕、節分など月1回の「行事会食」の提供や川崎市内でとれた「かわさきそだち」の農産物を使用した食事提供を行っています。また、園庭で育てた野菜やプランター栽培の米、畑栽培で収穫したじゃがいもやサツマイモ、大根などを用いた調理保育を実施しています。体調不良や口腔内のけがなどで食事に配慮が必要な場合には、受診した医師の指示のもとに配慮食の提供を行っています。川崎市公立保育園給食の手引きや衛生管理チェックリストを使い、衛生管理を適切に行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
 - □ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - □ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - □ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - □ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

日常的な保護者との連携は、連絡帳やICTアプリを活用し、家庭と園での様子を共有し、24時間体制で情報共有できるようにしています。日々の活動を可視化する「ドキュメンテーション」の活用、発達年齢ごとの特長や子育ての悩みなどはクラス便り、懇談会、保育参加、面談などで情報を伝え、個々の相談にも応じています。行事や進級時などで子どもたちの成長を皆で共有できる機会を設けています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c)保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☑ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- □ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☑ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- □ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- □ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☑ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

園での子どもの様子やちょっとしたエピソードも降園時に伝え、保護者と子どもに共通の話題ができるように一人ひとりの保護者に寄り添う支援に努めています。保護者からの相談は、相談内容により、担当保育士だけでなく、主任や園長が対応しています。内容に応じて、専門機関を紹介するなど個別支援にも繋げています。相談内容は記録し、必要に応じて関係職員の共有による支援を行っています。園は、利用者満足度調査を実施していますが、調査結果から課題を抽出し、具体的な改善策を考え、反映させる仕組みに至っていません。今後、保護者との信頼関係を深めていくためにも仕組みづくりが期待されます。

第三者評価結果

A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
 - ☑ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の 状況について把握に努めている。
 - □ イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を 共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☑ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☑ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - □ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - □ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ▽ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

虐待防止マニュアルを整備しています。子どもの軽微な傷や気になる様子などは、保護者に必ず確認をしています。日常の親子の言動から兆候を見逃さないよう職員間で注意深く観察しています。要支援児童の保護者対応は、担任だけでなく、園長、副園長、主任などで情報を共有し、状況に応じた支援を行っています。職員は、自己評価から問題となる関連事例などを紹介し、学習会を行って意見交換や改善点を見出しています。具体的な「言葉のシャワーハンドブック」を作成し、不適切な言葉遣いなどについて理解を深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、 保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a)保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b)保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ☑ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☑ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、 意欲や取り組む過程に配慮している。
 - □ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - □ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - □ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☑ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間/月/週日の各指導計画の評価・反省は、各クラスや全体的な職員会議で期間ごとに行い、年度末には、総合的な振り返りや見直しをしています。系列園6園で作成した「保育士育成手引書」をもとに自身の評価・反省・改善を図る機会や階層別会議での意見交換を行うなど、職員間で「保育することの意義」を追及する学習会を重ねています。職員自身の自己評価や保護者の意見、監査結果などから課題改善の具体策を検討し、園自体の自己評価に反映しています。園は職員の自己研鑽・自己啓発を勧めていますが、まだ、十分ではなく、さらに保育士自身の主体性・自主性を高める人材育成の取組を強化していきたいと考えています。今後の取組が期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橘1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp